

事務連絡
平成31年1月31日

各研究機関
契約担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構
契約部研究契約室

来年度（2019年度）の消費税率改正に伴う委託研究契約の取扱いについて（連絡）

平素より当機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より、消費税率が10%に引き上げられることが予定されていることを受けまして、2019年4月以降に当機構との間で締結される委託研究契約（年度更新の変更契約含む。以降同じ。）における消費税率につきまして、下記のと通りの取扱いとさせていただきますので予めご連絡いたします。

なお、当機構の他事業担当者からも同様の文書が送られる場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 資産の譲渡等の時期について

当機構では、複数年契約であっても当事業年度分の研究実施にかかる資産の譲渡等は当事業年度末をもって認識しており、この適用税率の基礎となる資産の譲渡等の行われた日付も明確にする必要があると考えております。

このため、来年度（2019年度）の委託研究契約に関して、ご提出される委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）は以下の日付にてご作成いただくようお願いいたします。

2019年度に締結する委託研究契約のうち、当該報告書の日付が2019年10月1日以降となるものについては、全て消費税率10%を適用して契約をいたします。

契約期間	2019年度 委託研究実績報告書の日付	適用税率
2020年3月31日 若しくは次年度に跨がる複数年契約	2020年3月31日	10%
2019年10月1日～2020年3月30日 に終了する契約※	契約終了日※	10%
2019年9月30日以前 に終了する契約※	契約終了日※	8%

※本研究が中止された場合はその日付まで。

2. 繰越金に係る消費税率について

「1. 資産の譲渡等の時期について」のとおり、当機構では複数年契約であっても、当事業年度分の研究実施にかかる資産の譲渡等は当事業年度末をもって認識しておりますが、委託研究費に残額がある場合に、研究目的の達成のために繰越して翌事業年度に実施する必要があるものについては、その残額を当機構に返金することなく繰越金として使用することを認めております。

このようにして繰り越されたものについても、上記記載の考え方にに基づき、2018年度からの繰越金を含めて2019年度の研究実施として資産の譲渡等の時期及び消費税率が判断されますので、契約期間が2019年10月1日以降まで継続する場合には、2018年度の繰越金も10%の消費税率が適用されます。

繰越金については、契約時期と納品・検収時期との適用税率の違い（例えば、2018年度内に8%で契約を締結し、納品・検収が2019年10月1日以降（10%適用）となるケース）等の理由により、繰越金だけでは2%分の消費税差額が不足する場合には、当該不足分を2019年度委託研究費で充当することや当該不足分を変更契約により増額することも可能です。

3. 複数年度契約に係る2019年度委託研究契約について

2018年度から継続する委託研究契約における2019年度以降の委託研究費の消費税率は、現行の税制に基づいて算定されるべきものです。

従って、契約期間終了日が2019年10月1日以降である委託研究費の消費税率を8%で積算している場合には、2019年度の更新変更契約に先立ち、消費税率10%で積算をした研究計画（予算計画）を作成いただくようお願いいたします。

4. Q&A

（問1）平成31年度委託研究契約における契約終了日が2019年10月1日以降の場合（委託研究費適用消費税率は10%）において、研究担当者の異動等により研究中止となり、契約終了日が2019年9月30日以前となった場合、消費税率はどのように考えれば良いのでしょうか。

（答1）研究者の異動等に伴い期中に研究中止となり契約終了となる場合は、その中止による契約終了日を基準日とした消費税率を適用します。本問の場合では、中止による契約終了日時点が9月30日以前のため、消費税率は8%となります。
当機構の委託研究契約の契約額は消費税を含めた総額（内税方式）となっているため、消費税率を修正した減額変更契約を締結することも考えられます。しかし、相互の事務手続きの煩雑さを鑑み、本問のような状況になった場合に限り、消費税率修正のみを目的とした減額変更契約手続きはせず、修正すべき消費税率により当初契約額を変更したものと取扱い、当機構が通知する精算額通知書等を以て精算することとします。

（問2）平成31年度委託研究契約における契約終了日が2019年10月1日以降の場合（委託研究費適用消費税率は10%）において、2019年9月30日までの消費税率8%の取引や不課税・非課税取引、10月1日以降の経過措置又は軽減税率8%適用の取引はどのように考えれば良いのでしょうか。また、それぞれの差額を消費税相当額として直接経費に計上しても良いのでしょうか。

（答2）いずれの場合も消費税相当額として計上することが可能です。以下に各取引における考え方を記載します。

「消費税相当額の計上について」

① 2019年9月30日までの執行

- ・ 8%の課税対象取引において発生する差額2%の計上が可能
- ・ 上期執行の不課税取引等についても10%での計上が可能

注) 2019年9月30日以前に研究中止となる場合は、2%の差額計上は認められません。また、不課税取引等についても8%の計上となります。

② 2019年10月1日以降の執行

- ・経過措置又は軽減税率8%適用の課税対象取引において発生する差額2%の計上が可能
- ・不課税取引等は10%での計上が可能

以上